

令和4年8月4日



非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）2021年度第4回オークション及び証書の相対取引に係る監視結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、今年5月に日本卸電力取引所において実施された非化石価値取引市場のオークションに応札した特定の事業者について、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったかという観点から監視を行いました。

また、第4回オークション終了後に、同事業者の2021年度における相対取引について「不当な価格設定」及び「内部補助」等の問題となる行為がなかったかという観点から監視を行いました。

本日、監視結果をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

監視の必要性

- 従前、非化石価値は、大きく分けて2種類の証書^{注1}により、「非化石価値取引市場（以降「非化石市場」という）」で取引されてきたが、再エネ価値に対する需要家ニーズの増大^{注2}を踏まえ、本年度、当該市場を以下のとおり目的等別に【再エネ価値取引市場（以降「再エネ価値市場」という）】と【高度化法義務達成市場（以降「高度化法市場」という）】に分離。

注1：①FIT 非化石証書（太陽光、風力等 FIT 電源由来）、②非 FIT 非化石証書（再エネ指定（大型水力、卒 FIT 電源等）、再エネ指定なし（原子力等由来））

注2：「RE100 プロジェクト（事業運営に使用する電気を 100%再エネ由来とすることを目指す取組）」の世界的進展に伴い、需要家（主に法人）の「再エネ価値」を有する証書へのニーズや、市場への直接参入の声が増大。

【再エネ価値取引市場】

- 市場目的：①再エネ価値の安定的な調達環境の整備、②売上を FIT 賦課金の低減に活用
- 取引対象証書：FIT 非化石証書（再エネ指定）
- 売り手／買い手：GIO（低炭素投資促進機構）／小売電気事業者、需要家
- オークション開催時期：年4回（8・11・2・5月）

【高度化法義務達成市場】

- 市場目的：①高度化法目標達成の手段、②再エネ等カーボンフリー電源への投資促進
- 取引対象証書：非 FIT 非化石証書（再エネ指定、再エネ指定なし）
- 売り手／買い手：発電事業者（主に、旧一般電気事業者）／小売電気事業者

▶ オークション開催時期：年4回（8・11・2・5月）

- ・ 市場の分離にあたって行われた非化石市場の制度見直しに伴い、今後、小売電気事業者が高度化法目標を達成するために購入できる証書が、高度化法市場で扱われる非FIT非化石証書に限定される。また、非FIT非化石証書の由来となる電源が、主に原子力や大型水力であるため、売り手の大半が旧一般電気事業者となり、その入札行動が価格形成に強い影響を及ぼすことが懸念される。
- ・ こうした背景を踏まえ、当該取引における公平性や価格形成の透明性確保を図る観点から、旧一般電気事業者^{注3}及び電源開発を対象とし、委員会が非FIT非化石証書の取引について、監視を行うこととなっている。

注3：北海道電力、東北電力、東京電力HD、東京電力RP、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力

監視の観点

〔1〕前提

- ・ 非化石証書は電気と異なり、限界費用など原価を観念しにくい点も踏まえ、絶対的な価格水準ではなく、「市場への入札価格と相対取引価格の比較」など相対的な価格水準の比較により監視を行う。
- ・ 監視の方針等を記載したガイドラインについては、今年度の取引から以下の監視を試行的に行い、その取引実態等を踏まえつつ、次年度以降、策定することとされている。
- ・ 監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない段階においては注意喚起を行い、必要に応じて、事業者名や当該行為の内容の公表などの措置を検討する。

〔2〕各回オークションでの監視

- ・ 市場支配力を有する事業者の(相対契約分を除く)市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較し、乖離が認められる場合は、売り惜しみの観点から合理的説明を求める。
- ・ 市場支配力を有する事業者の売入札価格の分布について確認し、極端な傾向が認められる場合は、価格つり上げの観点から合理的説明を求める。

〔3〕年1回での監視

- ・ 第1回(8月)から第4回(5月)の取引終了後(第4回オークション後に売れ残った証書を相対契約で売買した取引を含む)、以下3つの価格水準を相対的に比較し、乖離が認められる場合は、不当な価格設定の観点から合理的説明を求める(②、③については、乖離の有無によらず、内部補助の観点から、原則、社内取引価格の考え方を聴取)。

① 各回の入札価格と相対契約(外部取引分)の価格水準

② 各回の入札価格と相対契約(内部取引分)の価格水準

③ 相対取引間（外部取引分及び内部取引分）の価格水準

第4回オークションでの監視結果

〔1〕 売り惜しみの監視

- ・ 各者の市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較したところ、基本的にいずれの事業者も市場投入予定量の全量を市場に供出しており、問題となる事例は認められなかった。

〔2〕 価格つり上げの監視

- ・ 価格つり上げの監視では、市場支配力を有する事業者の売入札価格の分布を確認し、極端な傾向が認められる場合は、合理的説明を求めることとしているが、オークション4回目である今回は、前回オークションからの入札価格の変更点を中心に、全ての当該事業者から売入札価格の考え方などを聴取。その結果、問題となる事例は認められなかった。

証書の相対取引に係る監視結果

〔1〕 不当な価格設定の監視

- ・ 年一回の監視では、市場支配力を有する事業者の市場への入札価格と相対契約の価格水準等を相対的に比較し、乖離が認められる場合は、合理的な説明を求めることとしているが、監視初年度となる今回は、全ての当該事業者から相対取引価格交渉の経緯などを聴取。その結果、問題となる事例は認められなかった。

〔2〕 内部補助の監視

- ・ 各社の相対取引（内部取引分）について、社内取引価格の考え方を聴取し、売入札価格の考え方や、外部との相対取引価格を参照しながら、内外無差別の観点から確認したところ、問題となる事例は認められなかった。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 池田
担当者:安原、井戸田、嶋田
電話:03-3501-1552(直通)